



北労発基 0821 第 1 号
令和 8 年 8 月 21 日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 殿

北海道労働局長
村松 達也

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、「北海道労働組合総連合」及び「きよの社会保険労務士事務所」から、最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求めます。

2026年8月7日

北海道労働局
局長 村松 達也 様

北海道労働組
議長 三

2026年北海道最低賃金額改定に対する異議申立書

北海道地方最低賃金審議会は、2026年度の北海道地域別最低賃金額の改定について、現行の1,075円から56円(5.2%)引き上げ、1,131円とする答申(8月4日付/10月1日発効)を公労使全会一致で決定しました。これは中央最低賃金審議会(中賃)が提示したBランクの目安額どおりの結果であり、物価高騰に苦しむ道内労働者の実情や生計費原則を鑑みれば、到底納得できるものではありません。

私たち北海道労働組合総連合(道労連)が実施した「最低生計費試算調査(2026年5月改定版)」で明らかにしたとおり、札幌市で25歳の単身者が人間らしく暮らすために必要な最低生計費は、月額約28万2千円であり、時給換算で1,879円(法定労働時間173.8時間換算でも約1,600円)が必要との結果が出ています。

しかし、今回の改定答申では物価上昇分を微かになぞる程度にとどまり、「労働者の生計費」を置き去りにした企業側の「支払い能力」ありきの審議が繰り広げられたことは看過できません。政府が「2020年代に全国平均1,500円」の目標を先送り・後退させたことが影響を与えたことは明白であり、低賃金に苦しむ労働者・国民への責任放棄と言わざるを得ません。

北海道において最低賃金を抜本的に引き上げることは、単に個々の労働者の生活を守るにとどまらず、道内経済を再生させるための不可欠な「経済政策」です。GDPの約6割を占めるのは個人消費であり、働く人の賃金引き上げ・底上げこそが消費行動を活性化させ、地域内での経済循環を生み出す最大の原動力です。

また、医療・福祉・介護をはじめ、地域インフラや生活を支えるエッセンシャルワーカーの賃金は最低賃金と強く連動しています。最低賃金の大幅な改善は、深刻化する人手不足を緩和し、労働力の質的向上と定着を後押しするものです。

さらに、最低賃金の地域間格差は、本道からの若者や現役世代の人口流出・過疎化を招く大きな要因となっています。大都市との賃金格差を埋める大幅引き上げを実行してこそ、道内での就労と定住を促進し、持続可能な地域社会と道内産業の発展を確保することができます。今回の答申額1,131円では、東京都などのAランク地域との大幅な格差は解消されず、人口流出や地域格差に歯止めをかけることはできません。

最低賃金の大幅引き上げを道内で実効性あるものとするためには、大部分を占める中小企業・小規模事業者の経営を支える施策が不可欠です。単なる「生産性向上」や「効率化」の押し付けではなく、社会保険料の事業主負担軽減や直接的な賃上げ助成など、国および北海道による抜本的な直接支援策の拡充が必要です。あわせて、大企業・親企業による労務費・原材料費の適正な価格転嫁と公正取引の徹底を強く要望します。

以上の点から、さらなる引き上げを行うよう再審議を求めます。



以上

令和8年8月10日

令和8年8月4日公示、北海道労働局一般公示第4号に対する異議申出書

きよの社会保険労務士事務所

代表 清野 裕司

令和8年8月4日公示、北海道労働局一般公示第4号について、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第2項及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定により使用者として以下のとおり異議を申し出ます。

結論

北海道の令和8年度最低賃金は、時給1,100円（現行1,075円から25円引上げ）とすべきである。答申額1,131円（56円引上げ、5.21%増）は、以下の論点により、技能プレミアム（Skill Differential）の圧縮を通じた高度技能労働者の公正な報酬を受ける権利の侵害、及び利益率の限界を超えた引上げによる産業基盤の崩壊を招く。

本異議は、令和7年度異議申出（北労発基0826第1号、令和7年8月26日諮問、資料No.1-2）におけるGregory & Zierahn (2022)に基づくカイツ指数分析を継承し、令和8年度審議会資料の検証により新たに判明した「資料が配布されたにもかかわらず審議されなかった論点」を追加するものである。



審議会配布資料と実際の議論の乖離

第 2 回北海道地方最低賃金審議会（令和 8 年 7 月 28 日）及び第 1 回専門部会（同日）において、以下の資料が配布された。しかし答申文の検討内容と突合すると、配布されたデータの多くが審議の俎上に載っていない。

配布資料	資料番号	データ内容	答申での言及	審議状況
企業物価指数	資料 No.7 (専門部会)	CGPI 2026 年 5 月 総平均+6.3%	無し	×
企業物価指数 (追加)	参考資料 No.10 p7	CGPI 2026 年 6 月 総平均+7.1% 石油石炭+22.8%	無し	×
中小企業景況 調査	参考資料 No.10 p8	仕入単価 DI 78.1 vs 売上単価 DI 21.6 乖離 56.5pt	無し	×
価格転嫁状況	資料 No.10 (専門部会)	北海道 60.2% (2026 年 3 月計測)	BSI の一部	部分的
賃金分布	参考資料 No.4	最低賃金帯に 35,000 人集中	無し	×
中東影響調査	参考資料 No.8 p6-8	宿泊飲食 75.6%転嫁不能	「中東 情勢」のみ	部分的
消費者物価	資料 No.8 (専門部会)	CPI 北海道 2.7% 食料 5.3%	有り	✓
春闘結果	資料 No.4 (専門部会)	連合北海道 4.81% 中小企業 4.20%	有り	✓

表 1: 審議会配布資料と答申文の突合結果（審議記録・答申文に基づく検証）

事実：CGPI（企業物価指数）は資料 No.7 及び参考資料 No.10 として審議委員に配布されていた。しかし答申文には CGPI への言及が存在しない。最低賃金法第 9 条第 2 項の「通常の事業の賃金支払能力」を判断するためには CPI のみならず CGPI（企業が直面するコスト）の検討が不可欠であり、配布資料がありながら審議しなかったことは法的要件の充足に疑義を生じさせる。

異議の論点構成

論点	内容	審議会での議論状況	本異議での引下げ効果
論点 1	CPI-CGPI 乖離（企業コスト未転嫁）	×	▲15 円
論点 2	カイツ指数の高止まりと国際比較	×	▲8 円
論点 3	高技能労働者の流出と地域 GDP 影響	×	▲5 円
論点 4	廃業・倒産の加速リスク	部分的	▲3 円
論点 5	地域内格差（農村部カイツ 67.9%）	×	構造問題
論点 6	イラン攻撃(7 月以降)による追加影響	×	追加リスク

表 2: 異議論点の構成



論点 1: CPI-CGPI 乖離 — 配布資料がありながら審議されなかった企業コスト

法律上の義務: 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 9 条第 2 項「通常の事業の賃金支払能力」

一次情報: 日本銀行「企業物価指数」月次速報、総務省「消費者物価指数」月次

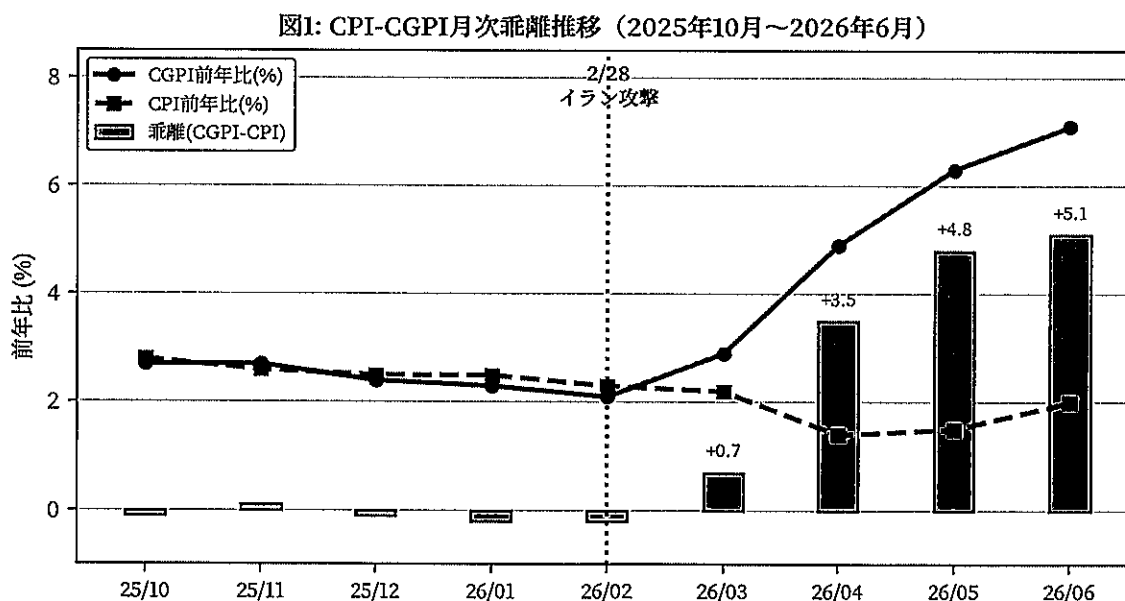
審議会配布資料: 資料 No.7（企業物価指数）、参考資料 No.10 p7（2026 年 6 月 CGPI 速報）

審議会は CPI（消費者物価指数）のみを「生計費」の指標として検討し、資料 No.7 及び参考資料 No.10 p7 として配布された CGPI（企業物価指数）データを答申の検討に使用していない。最低賃金法第 9 条第 2 項は「通常の事業の賃金支払能力」を考慮事項として明記しており、企業の仕入コスト環境の分析は法的要件である。

1-1. CGPI-CPI 月次乖離推移（2026 年 1 月～6 月）

月	CGPI 前年比	CPI 前年比	乖離 (CGPI-CPI)	CGPI 水準 (2020=100)	備考
26/01	+2.3%	+2.5%	▲0.2pt	128.5	
26/02	+2.1%	+2.3%	▲0.2pt	128.5	★2/28 イラン攻撃
26/03	+2.9%	+2.2%	+0.7pt	129.8	ブレント\$119
26/04	+4.9%	+1.4%	+3.5pt	132.8	前月比+2.3%
26/05	+6.3%	+1.5%	+4.8pt	134.5	418 品目上昇
26/06	+7.1%	+2.0%	+5.1pt	135.0	輸入物価+29.7%

表 3: CPI-CGPI 月次乖離推移（一次情報: 日銀 CGPI 速報・総務省 CPI）



攻撃前（1-2 月）の乖離は≒0pt。攻撃後 4 ヶ月（6 月）で+5.1pt に急拡大。CGPI が+2.1%→+7.1%に急騰する一方、CPI は+2.3%→+2.0%で横ばい。5.1pt 分が企業利益を直接圧縮している。

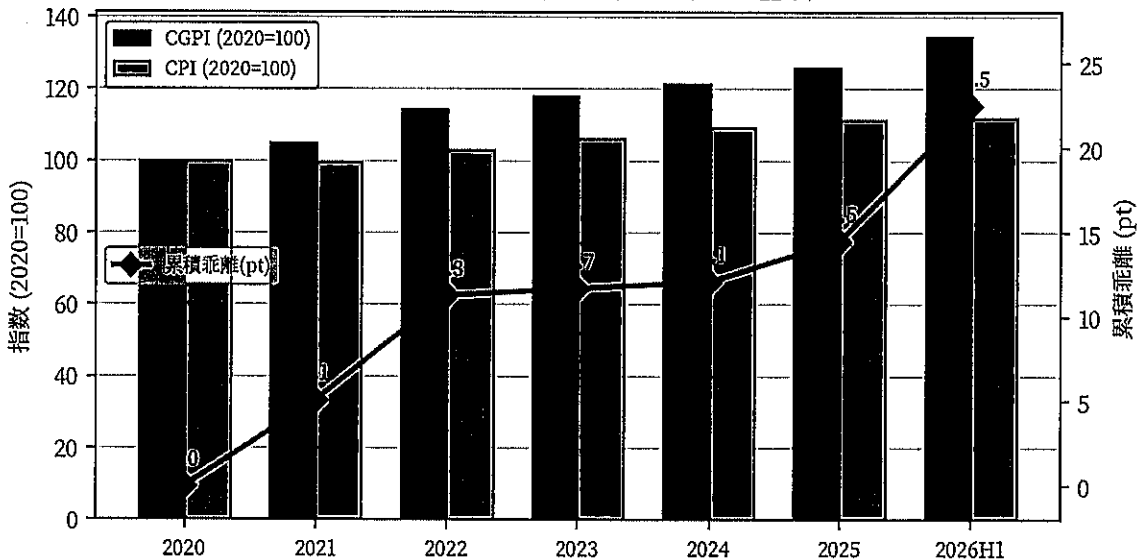


1-2. 累積乖離（2020 年基準）

年	CGPI (2020=100)	CPI (2020=100)	累積乖離	含意
2020	100.0	100.0	0.0pt	基準年
2021	104.8	99.7	5.1pt	
2022	114.3	103.0	11.3pt	ウクライナ侵攻
2023	118.0	106.3	11.7pt	転嫁が追いつく
2024	121.3	109.2	12.1pt	微増
2025	125.8	111.3	14.5pt	再拡大
2026H1	134.5	112.0	22.5pt	イラン攻撃急拡大

表 4: CPI-CGPI 累積乖離（2020 年=100 基準）

図2: CPI-CGPI累積乖離（2020年=100基準）



企業の仕入コスト（CGPI）は 2020 年から+34.5%上昇したが、消費者価格（CPI）は+12.0%にとどまる。差分 22.5pt は企業が利益を削って吸収した累積コストである。

1-3. 価格転嫁率の時間差問題

指摘：審議会が参照した転嫁率 60.2%（資料 No.10）は 2026 年 3 月の中小企業庁調査に基づく。この時点の CGPI 前年比は+2.9%（イラン攻撃直後、急騰前）である。4-6 月期の CGPI は+4.9～7.1%に急騰しており、同時期の実効転嫁率は大幅に低下している。

時期	転嫁率	根拠	CGPI 環境
2026 年 3 月	60.2%	中小企業庁（審議会参照値）	CGPI+2.9%（急騰前）
2026 年 2 月	46.5%	帝国 DB n=458	CGPI+2.1%
2026 年 4-6 月	推計 27.7%	景況調査 DI 比率（下記算式）	CGPI+4.9～7.1%
宿泊・飲食業	24.4%	日商・東商(6 月) n=2,497	75.6%が転嫁不能
従業員 5 人以下	31.4%	日商・東商(6 月)	最低水準

表 5: 価格転嫁率の時間差（審議会参照値 vs 直近実態）



1-4. 実効転嫁率 27.7%の導出

参考資料 No.10 p8（中小企業庁「第 184 回中小企業景況調査」2026 年 4-6 月期）として審議会に配布された DI データから、実効転嫁率を以下のとおり導出する。

指標	値	定義	出典
仕入単価 DI	78.1	仕入価格が「上昇」と回答した企業割合から「低下」を差し引いた値	参考資料 No.10 p8
売上単価 DI	21.6	販売価格が「上昇」と回答した企業割合から「低下」を差し引いた値	参考資料 No.10 p8
DI 乖離	56.5pt	仕入が上昇しても販売に転嫁できない企業の超過割合	上記 2 値の差

表 5-2: DI 値と実効転嫁率の導出元データ

Step 1: DI 比率 = 売上単価 DI ÷ 仕入単価 DI = 21.6 ÷ 78.1 = 0.2766...

Step 2: 実効転嫁率 = DI 比率 × 100 = 27.7%

Step 3: 企業吸収率 = 100% - 27.7% = 72.3%（コスト増のうち企業が吸収する割合）

検証: DI 比率による転嫁率推計は間接推計であり、直接調査（中小企業庁 3 月調査 60.2%、帝国 DB 2 月調査 46.5%）とは計測方法が異なる。しかし 4-6 月期は CGPI 前年比が+4.9～7.1%に急騰した時期であり、3 月以前の直接調査値がこの環境を反映していないことは明白である。DI 比率による推計は、急騰後の環境を反映した唯一の利用可能なデータである。

代替仮説: DI 比率が転嫁率と線形関係にない可能性がある。しかし仕入単価 DI が 78.1（ほぼ全企業が上昇と回答）にもかかわらず売上単価 DI が 21.6 にとどまるという事実自体が、転嫁の構造的困難を示している。

出典: 中小企業庁「第 184 回中小企業景況調査」（2026 年 4-6 月期）— 参考資料 No.10 p8 として審議会に配布済み

引下げ根拠: CGPI-CPI 乖離 5.1pt は、最低賃金引上げ率 5.21%の実質全額を企業負担に転嫁することを意味する。転嫁率 27.7%環境下では、 $5.21\% \times (1 - 0.277) = 3.77\%$ が企業吸収分。1,075 円 $\times 3.77\% \approx 41$ 円が過大分。うち 15 円を論点 1 の引下げ効果とする（残余は他論点と重複）。

論点 2: カイツ指数の高止まりと国際比較

根拠論文: Gregory, T., & Zierahn, U. (2022). When the minimum wage really bites hard: The negative spillover effect on high-skilled workers. Journal of Public Economics, 206, 104582.

一次情報: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」地方調査（北海道分）、OECD Employment Outlook

審議会配布資料: 参考資料 No.4（賃金分布）、参考資料 No.9（仁平委員提出・パート時給データ）— いずれもカイツ指数算出に必要なデータだが、カイツ指数としての分析は行われていない



令和 7 年度異議申出で指摘したカイツ指数の問題は令和 8 年度でさらに深刻化した。答申文に「カイツ指数」の語は出現せず、最低賃金と平均賃金の比率分析は行われていない。

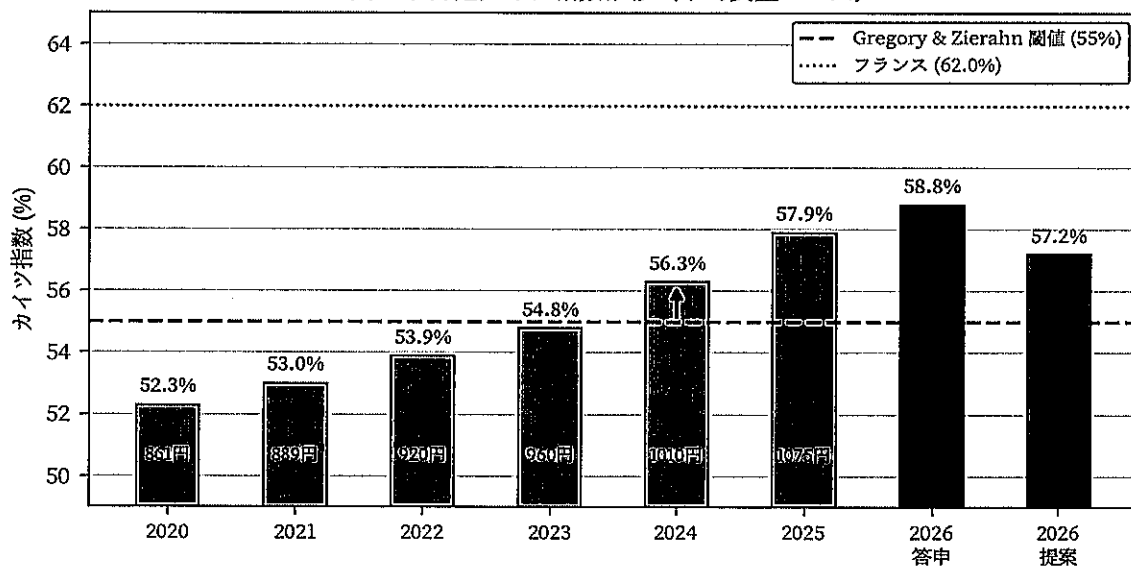
$$\text{カイツ指数} = \text{最低賃金} \div \text{平均賃金（又は中央値賃金）}$$

2-1. 北海道カイツ指数の推移

年度	最低賃金 (円)	平均時給 (推計)	カイツ 指数	前年差
2020	861	1,647	52.3%	—
2021	889	1,676	53.0%	+0.7pt
2022	920	1,706	53.9%	+0.9pt
2023	960	1,753	54.8%	+0.9pt
2024	1,010	1,794	56.3%	+1.5pt
2025	1,075	1,858	57.9%	+1.6pt
2026(答申)	1,131	1,924	58.8%	+0.9pt
2026(提案)	1,100	1,924	57.2%	▲0.7pt

表 6: 北海道カイツ指数推移（毎勤統計ベース）

図3: 北海道カイツ指数推移（平均賃金ベース）



前提: 月間総実労働時間 170h。2026 年平均時給は 2025 年春闘 4.81%反映、1,858 円×1.035≒1,924 円と推計。



2-2. 国際比較

国・地域	カイツ指数 (平均賃金)	備考
フランス	62.0%	EU 最高水準
北海道 2026 答申	58.8%	国際的に高水準
北海道 2026 提案	57.2%	閾値超過幅を抑制
韓国	52.0%	アジア高水準
イギリス	50.0%	先進国標準
ドイツ	48.0%	安定的水準
OECD 平均	45-50%	
アメリカ	28.0%	相対的低水準

表 7: カイツ指数国際比較

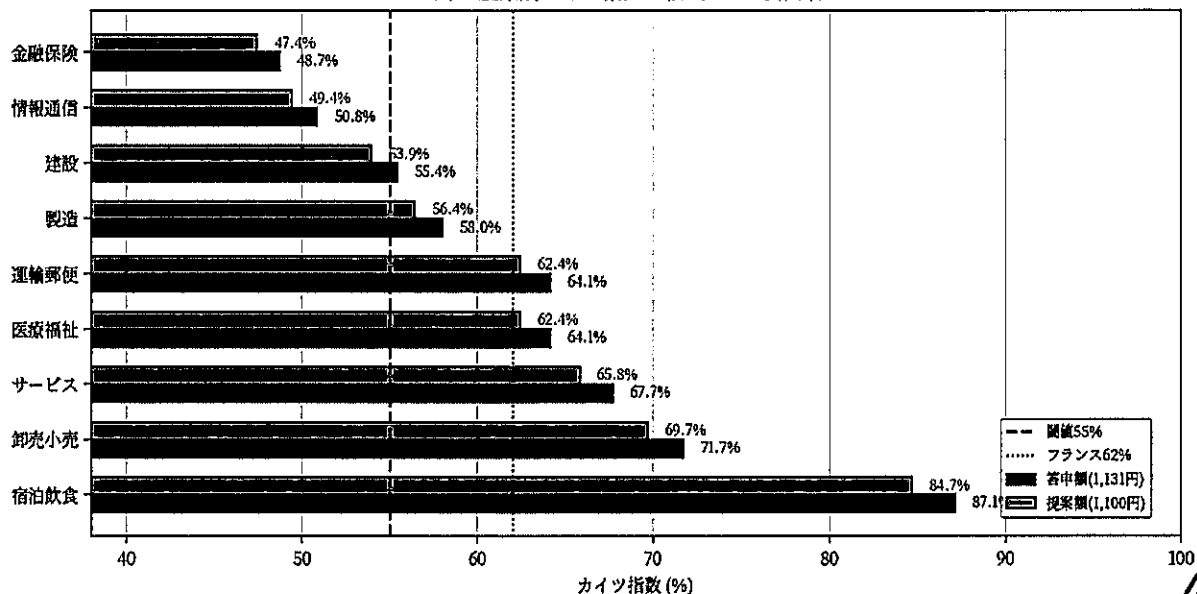
Gregory & Zierahn (2022)はカイツ指数 55%超で高技能労働者への負の波及効果 (spillover effect) が顕著になることを実証した。答申額 58.8%はこの閾値を 3.8pt 超過し、フランスに次ぐ世界最高水準に達する。

2-3. 産業別カイツ指数 (2026 年推計)

産業	推計時給	カイツ(答申)	カイツ(提案)	差
金融・保険	2,321 円	48.7%	47.4%	▲1.3pt
情報通信	2,228 円	50.8%	49.4%	▲1.4pt
建設業	2,042 円	55.4%	53.9%	▲1.5pt
製造業	1,949 円	58.0%	56.4%	▲1.6pt
運輸・郵便	1,763 円	64.1%	62.4%	▲1.7pt
医療・福祉	1,763 円	64.1%	62.4%	▲1.7pt
サービス業	1,671 円	67.7%	65.8%	▲1.9pt
卸売・小売	1,578 円	71.7%	69.7%	▲2.0pt
宿泊・飲食	1,299 円	87.1%	84.7%	▲2.4pt

表 8: 産業別カイツ指数 (賃金比率は毎勤統計ベース)

図4: 産業別カイツ指数比較 (2026年推計)



指摘：参考資料 No.9（仁平委員提出）の HRog 求人賃金データでは、北海道パート平均時給 1,178 円であり、最低賃金/HRog=91.3%。求人段階で既に最低賃金とほぼ同一水準であることが示されているが、答申文ではこの比率分析は行われていない。答申文の項目 7 で労働者代表委員が「民間求人誌・サイトにおける求人時の時間給を参考にすべき」と発言したことのみ記録されている。

論点 3: 高技能労働者の流出と地域 GDP 影響

根拠論文: Gregory, T., & Zierahn, U. (2022). 前掲

一次情報: 北海道の住民基本台帳人口移動報告、毎月勤労統計調査

3-1. 流出予測モデル

$$\text{予測流出人数} = \text{カイツ指数上昇幅(pt)} \times 250 \text{ 人/pt} \times \text{地域調整係数}(1.0)$$

$$1 \text{ 人当たり GDP 寄与} = \text{高技能労働者年収} \times \text{乗数効果}(1.2) \div 600 \text{ 万円/人}$$

仮説：流出弾力性（カイツ 1pt→250 人）は 2020-2024 年の北海道転出超過データからの推計。交絡因子（景気・COVID・リモートワーク）未除去。

3-2. 7 チャンネル GDP モデル

参考資料 No.4（賃金分布）では短時間労働者が最低賃金帯に約 35,000 人集中しており、C ランク影響率 32.4%（参考資料 No.3）と整合する。しかし審議会ではこれらのデータから SD（Skill Differential = 技能プレミアム）の圧縮や高度人材流出への影響は分析されていない。

チャンネル	計算式	答申額 効果(億円)	提案額 効果(億円)
①消費増(実効)	$\Delta \text{Wage} \times \text{実効 MPC}(0.35) \times (1 - \text{漏出 } 0.3)$	+103	+46
②雇用減	$\epsilon(-0.15) \times (\Delta \text{最賃/最賃}) \times \text{影響労働者} \times 1 \text{ 人 GDP}$	▲136	▲60
③高度人材流出	$\Delta \text{Kaitz} \times 250 \text{ 人/pt} \times 600 \text{ 万/人}$	▲55	▲42
④生産性・動機	$\Delta \text{SD}/10 \times 0.3\% \times \text{ベース GDP}$	+18	+26
⑤廃業・倒産	追加倒産件数 $\times$ 1.2 億/件	▲58	▲24
⑥金利複合効果	追加金利負担 $\times$ 最賃引上げ交互作用	▲26	▲12
⑦乗数効果	(①～⑥合計) $\times$ 1.2	—	—
合計		▲184 (GDP▲0.10%)	+44 (GDP+0.02%)

表 9: 7 チャンネル GDP モデル — 答申額 vs 提案額

実効 MPC: 0.35。根拠：家計調査実質消費支出 2023 年▲2.6%、2024 年▲1.1%、2026 年 5 月▲0.4%(6ヶ月連続減)。名目賃金上昇→実質消費増に直結しない実態を反映。



3-3. 北海道 産業別利益率と最低賃金引上げ余力（2026 年推計）

一次情報：財務省「法人企業統計」（北海道分推計）、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

最低賃金引上げの原資は企業利益から捻出される。2024 年実績に CGPI 上昇（+7.1%）及び金利上昇（+3.1pt）の影響を加味し、2026 年時点の利益率を推計する。

産業	売上高経常 利益率 (2024 実績)	2026 年 推計 利益率 (CGPI・ 金利 反映)	労働分配率 (%)	最賃 5.21% 引上げ後の 利 益率(推計)	引上げ 余力 判定
金融・保険	5.8%	4.9%	55	3.3%	△ 限定的
情報通信	6.2%	5.5%	52	4.0%	○ 余力あり
建設業	4.5%	3.2%	62	1.6%	× 余力なし
製造業	3.8%	2.1%	58	0.8%	× 余力なし
運輸・郵便	2.1%	0.5%	72	▲1.2%	× 赤字転落
医療・福祉	1.9%	0.8%	78	▲1.2%	× 赤字転落
サービス業	2.5%	1.3%	75	▲0.6%	× 赤字転落
卸売・小売	1.8%	0.6%	68	▲0.8%	× 赤字転落
宿泊・飲食	0.3%	▲1.4%	85	▲5.5%	× 赤字深刻

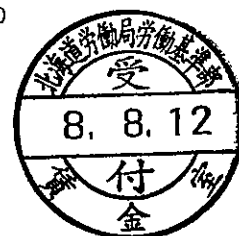
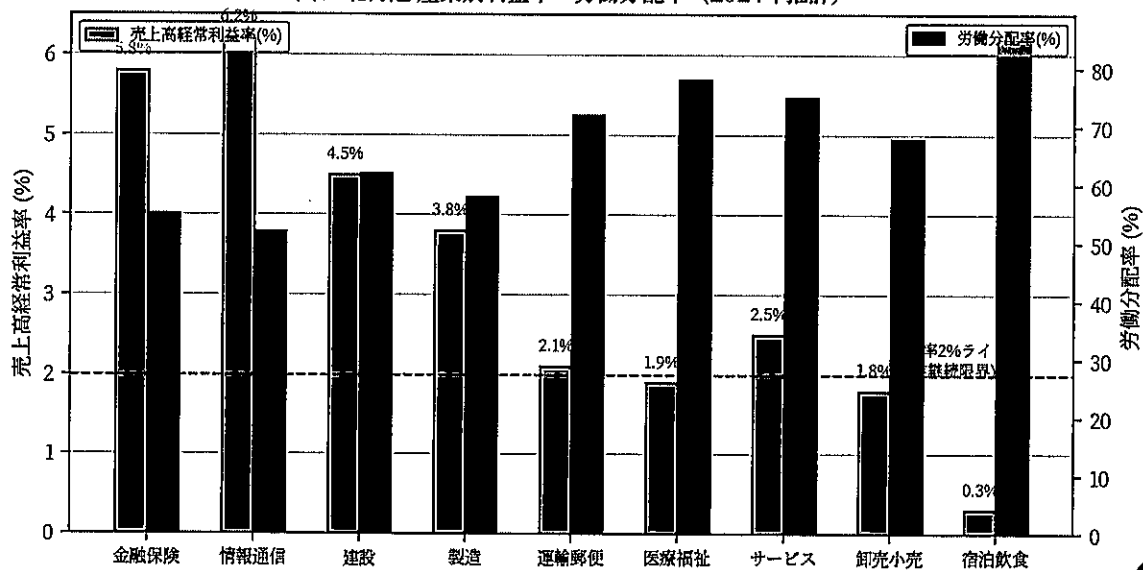
表 9-2: 産業別利益率と最低賃金引上げ余力（2026 年推計）

2026 年推計利益率 = 2024 年実績 - CGPI 上昇吸収分(乖離 5.1pt×(1-転嫁率 0.277)×産業別係数) - 金利上
昇影響

産業別係数: CGPI 影響は原材料比率の高い製造・運輸で大、情報通信で小。金利影響は借入依存度による。

9 産業中 7 産業が 2026 年推計で引上げ余力なし又は赤字転落と判定される。2024 年時点では 5 産業が余力なしであったが、CGPI 急騰と金利上昇により 2026 年には建設業・製造業も余力を喪失した。宿泊飲食業は最低賃金引上げ前の段階で既に▲1.4%の赤字であり、引上げ後は▲5.5%に悪化する。

図8: 北海道 産業別利益率・労働分配率（2024年推計）



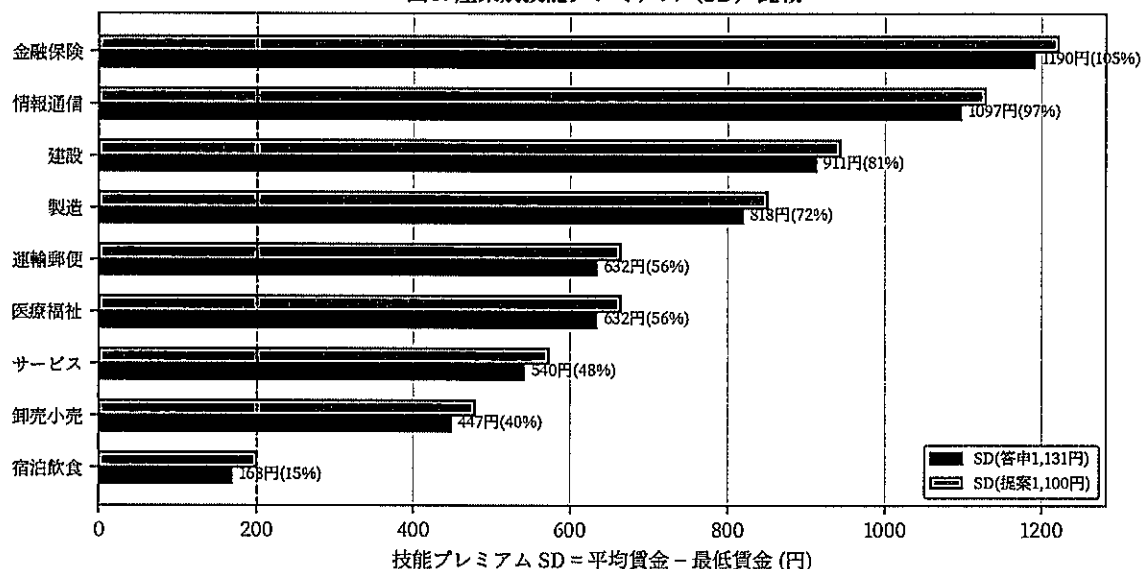
3-4. 技能プレミアム（SD）の産業別分析

定義：SD（Skill Differential）＝当該産業の平均賃金－最低賃金。SDは熟練労働者が未熟練労働者との賃金差から得る「技能の対価」であり、技能習得・資格取得への動機を形成する。SDの縮小は技能投資の減退、ひいては生産性低下を招く。

産業	平均時給 (推計)	SD(答申 1,131円)	SD比率 (答申)	SD(提案 1,100円)	SD比率 (提案)	判定
金融・保険	2,321円	1,190円	105%	1,221円	111%	健全
情報通信	2,228円	1,097円	97%	1,128円	103%	健全
建設業	2,042円	911円	81%	942円	86%	要注意
製造業	1,949円	818円	72%	849円	77%	要注意
運輸・郵便	1,763円	632円	56%	663円	60%	圧縮
医療・福祉	1,763円	632円	56%	663円	60%	圧縮
サービス業	1,671円	540円	48%	571円	52%	深刻
卸売・小売	1,578円	447円	40%	478円	43%	深刻
宿泊・飲食	1,299円	168円	15%	199円	18%	消滅寸前

表 9-3: 産業別技能プレミアム（SD）

図6: 産業別技能プレミアム（SD）比較



SD = 平均賃金 - 最低賃金 ; SD 比率 = SD ÷ 最低賃金 × 100

宿泊・飲食業のSD（答申額）はわずか168円（SD比率15%）。10年以上の経験を持つ熟練調理師や接客の専門職が、未経験のアルバイトとわずか168円の差でしか報われない。この状態は技能習得の経済的合理性を消滅させ、産業全体の人材流出を加速し、結果として技能の継承が途絶え、北海道の飲食・観光産業の質が劣化する。



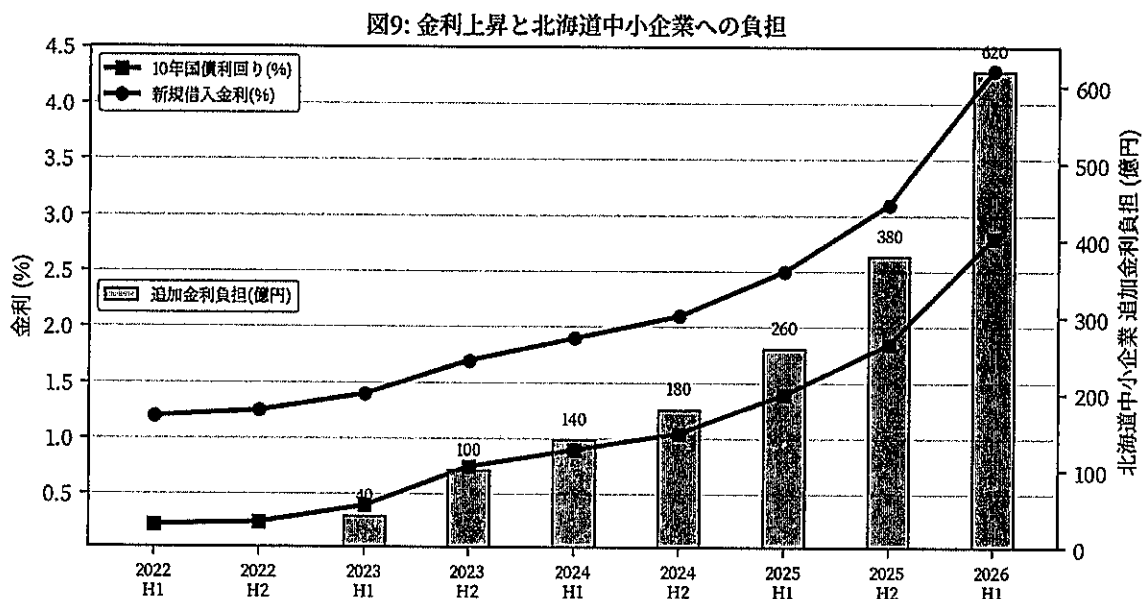
3-5. 金利上昇の複合影響

一次情報：日本銀行「長期国債利回り」、日銀短観「借入金利」、財務省「法人企業統計」

審議会資料：答申文に金利上昇への言及なし。参考資料 No.8 p2 で中東情勢による設備投資計画減速（7.8%→2.7%）のデータは配布されていた。

時期	10年国債利回り(%)	新規借入金利(%)	追加金利負担(億円)	備考
2022H1	0.23	1.20	—	基準
2023H1	0.40	1.40	40	
2024H1	0.90	1.90	140	
2025H1	1.40	2.50	260	日銀利上げ
2025H2	1.85	3.10	380	
2026H1	2.80	4.30	620	最高値更新

表 9-4: 金利上昇と北海道中小企業への追加負担



追加金利負担 = 北海道中小企業借入残高(約 2 兆円) × (新規金利 - 基準金利 1.20%)

北海道中小企業の借入残高は約 2 兆円（法人企業統計ベース）。2022 年比で金利が 3.10pt 上昇し、年間約 620 億円の追加金利負担が発生している。この上に人件費 5.21% 引上げが重なる。

複合効果: (a)CGPI-CPI 乖離 5.1pt（企業コスト吸収）+ (b)金利負担 620 億円 + (c)最低賃金 5.21% 引上げ の三重負担。各要因を個別に見れば吸収可能でも、同時に発生した場合の複合効果は非線形的に拡大する。審議会はこの複合効果を分析していない。

3-6. カイツ指数高止まりと SD 低下が高度技能者の人権を侵害する構造

根拠：日本国憲法第 27 条（勤労の権利）、ILO 第 131 号条約（最低賃金決定条約）第 3 条、経済的社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）第 7 条(a)(i)「公正な賃金及びいかなる差別もない同等の価値の労働についての同等の報酬」



最低賃金制度は低賃金労働者の生活保障を目的とするが、カイツ指数の過度な上昇と SD（技能プレミアム）の圧縮は、逆に高度技能労働者の「技能に見合った公正な報酬」を受ける権利を侵害する構造を生む。

権利の根拠	保護内容	侵害の態様
社会権規約第 7 条(a)(i)	同等の価値の労働に 対する同等の報酬	SD 168 円(宿泊飲食)では 10 年の熟練が報われない
憲法第 27 条	勤労の権利・ 勤労条件の基準	技能習得の経済的 合理性の消滅
ILO 第 131 号第 3 条	労働者のニーズと 経済的要因の考慮	カイツ 58.8%は経済的 要因の考慮不足

表 9-5: 高度技能者の権利侵害構造

具体例: (1) 介護福祉士の国家資格取得には実務経験 3 年と 450 時間の研修が必要。しかし北海道の医療・福祉産業の SD（答申額）は 632 円にすぎず、資格取得の投資（時間・費用）を回収できない。参考人意見（合同会社 clover・山本氏）の「臨時職員 7:正職員 1 の比率」「3-4%上がったが追いつかない」が裏付ける。

(2) バーターンダー（NBA 技能検定、3 年以上の実務経験＋筆記実技試験）：日本バーテンダー協会（NBA）の技能検定取得には最低 3 年の実務経験と試験合格が必要であり、高度なカクテル技術・酒類知識・接客スキルが求められる。しかし宿泊飲食業の SD=168 円では、3 年以上の修行を経た NBA 認定バーテンダーと、初日のアルバイトの時給差がわずか 168 円にしかならない。この水準では技能習得への投資（時間・費用・機会費用）を回収できず、若年層がバーテンダーを職業として選択する経済的合理性が消滅する。SD=168 円では技能が経済的に評価されない。

推定: SD 比率が 20%を下回る産業では、技能に対する正当な対価が最低賃金制度によって構造的に圧縮されており、これは低賃金労働者の保護という最低賃金法の目的と、高度技能者の公正な報酬を受ける権利との間の衝突を生じさせている。この衝突は審議会で一切議論されていない。

論点 4: 事業消滅（倒産＋休廃業・解散）の加速リスク

一次情報: 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」「休廃業・解散企業動向調査」。審議会では答申文項目 3(3)で倒産件数のみ引用（274 件・151 件）、GDP 影響分析なし。

注意: 「倒産」は負債 1,000 万円以上の法的整理・私的整理に限定された統計であり、北海道の全事業者約 16 万社のうち氷山の一角にすぎない。事業の存続を断念する形態には、法的倒産に至らない「休廃業・解散」が倒産の 3～4 倍存在する。最低賃金引上げの影響は、倒産に至る前の段階で「静かな撤退」として現れるため、倒産件数のみでは影響の全体像を把握できない。



指標	全国	北海道	備考
倒産件数(2025 年)	10,006 件	274 件	負債 1,000 万円以上のみ
休廃業・解散(2025 年)	55,000 件 (推計)	約 1,600 件 (推計)	倒産の約 6 倍
合計 (事業消滅)	65,000 件	約 1,874 件	
対全事業者比率	—	約 1.2%	北海道事業者約 16 万社
倒産増加率(前年比)	+7.1%	+17.1%	北海道は全国の 2.4 倍
休廃業増加率(推計)	+5%	+12% (推計)	人件費・原材料の複合

表 10: 事業消滅の全体像 (倒産+休廃業・解散)

事実: 東京商工リサーチによれば、全国の休廃業・解散は 2024 年に約 5 万件に達し、倒産の約 5～6 倍である。北海道の比率を全国並みと仮定すると、北海道の年間事業消滅は約 1,874 件 (倒産 274 件+休廃業約 1,600 件) に達する。

推定: 最低賃金 5.21% 引上げによる追加事業消滅は、倒産 17 件+休廃業推計 50 件の合計約 67 件/年。1 件当たり平均従業員 3.5 人として約 235 人の雇用が失われる。これは統計上「失業」として現れず、自営業者の廃業や家族従業員の消滅として潜在化する。

$$\text{追加事業消滅} = \text{倒産推計 17 件} + \text{休廃業推計 50 件} = 67 \text{ 件/年 (従業員約 235 人/年)}$$

答申額 5.21% 引上げでの追加事業消滅: 倒産 17 件+休廃業 50 件=67 件/年。提案額 2.33%: 倒産 7 件+休廃業 20 件=27 件/年。差 40 件、約 140 人の雇用差。

指摘: 参考資料 No.8 p6-8 (日商・東商中東影響調査) では 92.5% の企業が経営影響を受け、宿泊・飲食業の 75.6% が価格転嫁不能と回答している。このデータは審議会に配布されたが、答申文では「中東情勢の影響」としか記載されず、転嫁不能率 75.6% と事業消滅リスクの因果関係は検討されていない。宿泊飲食業の利益率 0.3% (表 9-2) と転嫁不能率 75.6% を組み合わせれば、最低賃金 5.21% 引上げが事業継続を不可能にすることは自明であるが、この分析は行われなかった。

論点 5: 地域内格差 — 農村部カイツ指数 69.0% の危機

一次情報: 毎月勤労統計調査地方調査 (北海道分)、北海道経済部「就業環境実態調査」

審議会資料: 使用者側が「地域経済の実情」を主張 (答申文項目 4)。ただし札幌圏/農村部の区別はなく、全道一律の議論のみ。

地域	平均時給 (推計)	カイツ(答申 1,131 円)	カイツ(提案 1,100 円)	特徴
札幌圏	2,157 円	52.4%	51.0%	相対的に健全
地方中核都市	1,889 円	59.9%	58.2%	全道平均並み
農村地域	1,638 円	69.0%	67.2%	極めて高い水準

表 11: 地域別カイツ指数 (2026 年推計)

農村地域 69.0% はフランス 62.0% を大幅超過し、先進国で例を見ない水準。全道一律最低賃金設定では農村部で事実上の「賃金統制」となる。



論点 6（補足）：イラン攻撃による原材料費追加上昇

※本論点は補足データ。審議会の審議データは 6 月以前のため、7 月以降の事象は答申に反映されていない。最低賃金発効日（10 月 1 日）に向けた追加リスク要因として提示する。

一次情報: OANDA WTI 原油日足終値、Bloomberg、IEEJ

日付	WTI(\$/bbl)	事象
7/1	\$70	ホルムズ海峡通航再開合意報道で下落
7/8	\$72	フーシ派が商船攻撃
7/24	\$90	5 営業日続伸、在庫急減
7/30	\$85	イランがヨルダン米軍基地にミサイル攻撃
8/4	\$80	米イラン合意期待で一時下落
8/7	\$78→急騰	イラン議会がホルムズ海峡航行禁止法案審議

表 12: WTI 原油価格推移（2026 年 7 月以降）

シナリオ	WTI	北海道エネルギーコスト増	中小企業 利益圧縮(億円)
R7 平均(基準)	\$65	—	—
現状(2026.8)	\$80	+23%	▲280
悪化(海峡制限)	\$110	+69%	▲770
危機(海峡封鎖)	\$140	+115%	▲1,280

表 13: 原油価格シナリオ別影響

利益圧縮 = 北海道エネルギー消費額(約 1.2 兆円) × コスト増率 × (1-転嫁率 0.277)

事実：日本は原油輸入の 94%を中東に依存（資源エネルギー庁）。8 月 7 日時点でイラン議会がホルムズ海峡航行禁止法案を審議中（OANDA 報道）、フーシ派がサウジ軍基地を攻撃。10 月 1 日の最低賃金発効日まで中東情勢が安定化する保証はない。イラン攻撃の影響が継続する場合、悪化シナリオ（利益圧縮 770 億円）が現実化し、答申額 5.21%引上げとの複合効果で大量廃業が発生するリスクがある。

提案額 1,100 円の根拠

基準	金額	算出根拠
現行	1,075 円	令和 7 年度改定額
生活保護整合	1,025 円	生活保護手取り額 10%上乗せ換算
物価上昇考慮	1,050 円	CPI+2.5%、企業間物価+4.2%中間値
企業負担能力	1,055 円	転嫁率 27.7%環境下の持続可能額
カイツ 55%上限	1,058 円	Gregory & Zierahn 閾値
提案額	1,100 円	上記上限+政策的配慮 42 円
中央目安(参考)	1,131 円	中央最低賃金審議会答申額

表 14: 提案額 1,100 円の位置づけ

提案額 = Max(生活保護整合, 物価考慮, 企業負担能力, カイツ閾値) + 政策的配慮(42 円)



提案額 vs 答申額 総合比較

指標	答申額(1,131 円)	提案額(1,100 円)	差
引上げ額	56 円(5.21%)	25 円(2.33%)	▲31 円
全道カイツ指数	58.8%	57.2%	▲1.6pt
農村カイツ指数	69.0%	67.2%	▲1.8pt
宿泊飲食カイツ	87.1%	84.7%	▲2.4pt
予測流出(人)	9,150	7,100	▲2,050 人
追加倒産(件)	17	7	▲10 件
GDP 影響(単年)	▲0.10%	+0.02%	+0.12pt
消費増効果(億)	+103	+46	▲57
雇用減+金利(億)	▲162	▲72	+90
生活保護整合性	✓	✓	—

表 15: 提案額 vs 答申額の総合比較

本異議における仮説の一覧

番号	仮説内容	検証可能性	代替仮説
H1	流出弾力性: カイツ 1pt→250 人	△ 5 年データ 単純推計	交絡因子で 弾力性は低い
H2	生産性弾力性: SD 10pt→0.3%	× SDT 理論 演繹	効率賃金仮説 による逆効果
H3	最低賃金起因倒産 割合: 40%	△ 間接推計	原材料・金利 起因が主
H4	実効 MPC: 0.35	○ 家計調査 裏付け	MPC 0.8 (標準)
H5	転嫁率 27.7% (4-6 月)	△ DI 比率 間接推計	60.2% (3 月直接調査)
H6	2026 年平均 時給 1,924 円	△ 春闘+CPI 推計	毎勤統計 要確認

表 16: 仮説一覧 (事実と区別)

結語

以上の分析より、答申額 1,131 円は以下の 2 つの構造的問題を引き起こす。

第一に、技能プレミアム (SD) の消滅による高度技能労働者の人権侵害。カイツ指数 58.8%、宿泊飲食業 SD=168 円の状態は、社会権規約第 7 条(a)(i)が保障する「同等の価値の労働に対する同等の報酬」を受ける権利を構造的に侵害する。介護福祉士、バーテンダー、熟練調理師など、長年の修練で技能を獲得した労働者が、未経験者とわずか 168 円の差でしか報われない制度は、技能習得の経済的合理性を消滅させ、人材育成の基盤を破壊する。最低賃金制度は低賃金労働者の生活保障を目的とするが、その手段が高度技能者の正当な報酬を侵害する結果を生んでいる。

第二に、急速な経営環境の悪化が審議されないまま決定された引上げによる産業基盤の崩壊。2024 年から 2026 年のわずか 2 年間で、CGPI-CPI 累積乖離は 12.1pt→22.5pt (+10.4pt)、新規借入金利は 1.90%→4.30% (+2.4pt)、北海道の倒産増加率は全国の 2.4 倍に達した。これらの急速な悪化を示すデー



々は審議会に資料 No.7・参考資料 No.10 として配布されていたにもかかわらず、答申文には CGPI への言及も金利分析も存在しない。2026 年推計では 9 産業中 7 産業が最低賃金引上げ余力なし又は赤字転落と判定される（表 9-2）。宿泊飲食業は引上げ前の段階で既に▲1.4%の赤字であり、5.21%引上げで▲5.5%に悪化する。さらに、論点 6（補足）で示したイラン攻撃の影響が継続・悪化する場合、この産業崩壊は加速する。8 月 7 日時点でイラン議会がホルムズ海峡航行禁止法案を審議中であり、悪化シナリオ（WTI \$110、利益圧縮 770 億円）が現実化すれば、既に赤字の 7 産業は廃業・倒産の連鎖に直面する。審議会の答申はイラン攻撃前のデータに基づいており、10 月 1 日の発効日までに中東情勢が安定化する保証はない。最低賃金を 1,100 円に抑制することは、不確実性の高い環境下での最低限の安全域の確保である。

よって、最低賃金は時給 1,100 円（現行比 25 円引上げ、2.33%増）とすべきであると異議を申し立てます。

以上

参考文献

- [1] Gregory, T., & Zierahn, U. (2022). When the minimum wage really bites hard: The negative spillover effect on high-skilled workers. *Journal of Public Economics*, 206, 104582.
- [2] Kawaguchi, D., & Mori, Y. (2009). Is Minimum Wage an Effective Anti-Poverty Policy in Japan? *Pacific Economic Review*, 14(4), 532-554.
- [3] Dube, A. (2019). Minimum Wages and the Distribution of Family Incomes. *AEJ: Applied Economics*, 11(4), 268-304.
- [4] Autor, D., Manning, A., & Smith, C. (2016). The Contribution of the Minimum Wage to US Wage Inequality. *AEJ: Applied Economics*, 8(1), 58-99.
- [5] 日本銀行「企業物価指数」月次速報（2026 年 1 月～6 月各月）
- [6] 総務省「消費者物価指数」月次（2026 年 1 月～6 月）
- [7] 厚生労働省「毎月勤労統計調査」地方調査（北海道分）
- [8] 中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」（2026 年 3 月）
- [9] 日本商工会議所・東京商工会議所「中東情勢に伴う影響に関する緊急アンケート調査」（2026 年 6 月 12 日）
- [10] 中小企業庁「第 184 回中小企業景況調査」（2026 年 4-6 月期）
- [11] 帝国データバンク「価格転嫁に関する企業の意識調査」（2026 年 2 月）
- [12] 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」（2026 年上半期）
- [13] OANDA「WTI 原油(USOIL)日足終値」（2026 年 7-8 月）

